

第37回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成28年6月29日（水）新発田市役所5階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長の選任について (2) 抽出工事等の審議について (3) 第38回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (4) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 杉原 陽子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成28年1月1日～平成28年4月30日	
抽出案件	10件（対象工事総件数35件）	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・都駅補第7号 新発田駅東交通広場植栽工事 ・公園第6号 県立病院跡地公園整備12期工事 ・総第1号 新発田市本庁舎駐車場管制機器設置工事 ・受託第24号 市島邸資料館火災損傷部分改修工事 ・地商受第4号 新発田市食品工業団地造成4期工事 ・配水第1号 内竹配水場配水ポンプ他設備更新工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第32号 青少年宿泊施設炊事場上屋及び外構舗装工事 ・ 受託第8号 刀剣伝承館・天田昭次記念館いす式階段昇降機更新工事 ・ 都駅補第9号 新発田駅東交通広場駐車場整備工事 ・ 改紫第6号 配水管入替（開削）工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者3名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 委員長の選任について</p> <p>・立候補、推薦等がなかったため、事務局からこれまでの経験を踏まえ八木委員にお願いしたい旨諮ったが、異議なしとして決まった。八木委員長が委員長代理に氏家委員を指名することとした。</p> <p>(2) 抽出工事等の審議について</p> <p>○随意契約4件について</p> <p>・不調随意契約について、最初まず一般競争入札で入札して、予定価格に達しなく高額だったということで、再度入札するのか。</p> <p>・それでもまだ予定価格に達していないということは、見積りが高いのか、そういう結果で最終的に再入札価格の一番低い価格を提示した業者さんと見積合せをして随意契約するとそういう流れになるのですね。</p> <p>(改紫第6号 配水管入替(開削)工事)</p> <p>・最初の入札金額と最終的な金額とでは50万近くコストダウンしているが、最終的に随意契約する時にそんなに下げることができないというような折衝はあるのか?</p> <p>○制限付一般競争入札について</p>	<p>・1回目の入札が不調で、もう1回札入れしてもらいそれが再入札です。</p> <p>・1回目入札して、2回目までは最初の公告のできるのですが、3回目はできないので、不調になった場合は最低入札者と協議をし、随意契約を結びます。再度公告して入札にかけることもできますが、期間が相当必要となり、工期の確保が難しいということで随意契約しております。</p> <p>・あります。1回目で決まることもありますし、何回やっても決まらないことも起こり得ます。ここ何年かの工事に関してはそういう案件はありません。</p>

意見・質問	回答
<p>(都駅補第7号 新発田駅東交通広場植栽工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式のNo.1について、決定した業者については、技術点が高くかつ価格が1番低く、これは総合評価落札方式の導入する当初の目的と考えてよいか。 ・総合評価落札方式の技術評価点と価格評価点の配点は、今のところ技術評価点15点、価格評価点85点でこの配点について変更する予定はないのか。 ・どちらかと言うと技術評価点のウェイトを上げたということですね。他の市町村も行っているのか、新発田市独自でこの方が良いということで行ったのか。 ・より実態に近く、業者さんの声を反映したということか。 ・この要領は差替えとなるのか。 <p>(受託第24号 市島邸資料館火災損傷部分改修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募ランクと請負ランクの違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の第2条に定義があり、今回の案件はそういう意味では価格が一番安く技術評価点が1番高く理想にかなっている。技術評価点が高ければ順位が逆転することも有り得る。今回は工事成績の点数が大きいのでその差が開いた。 ・この配点は今年の5月に見直しました。これはまだ4月で見直す前のものです。入札検討会議の中で決まり、5月1日以降の公告から配点が変わった。どういふところを見直したかという、簡易実績型については技術評価点を18点とし、3点あげ、簡易提案型の技術評価点を20点から23点にした。 ・他の市町村も調査して、地域貢献度については他より低い所があり他の市町村にあわせて点数を上げたり3箇所ほど見直した。工事成績については今までは会社の平均点だったが、業種の平均点とした。より専門的に工事成績をだすべきだという声があり変更した。 ・反映させた部分もあり、県内市町村に調査をかけて、地域貢献度等は点数を上げた。 ・要領は変わらないが、運用基準の点数のところだけが変わるので、運用基準を次回までに差替えます。 ・公募ランクは、今回の入札に参加できるランクのことで、請負ランクは決定した業者さ

意見・質問	回答
<p>・市島邸について、県の指定有形文化財ということを調べたが、県から補助金は出ないのか。</p> <p>(3) 第38回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を大越委員に委任。</p> <p>(4) その他</p> <p>・特になし</p> <p>4 閉会</p>	<p>んの登録ランクの事です。No.1 2については、公募ランクはA又はB又はCランクだったが、決定した業者がAランクだった。</p> <p>・市島邸自体は県の文化財の指定を受けているが、資料館については県の指定外なので、補助金も出ないと思われる。ただ文化財に準ずるということで、発注にAランクも加えた。</p>